



資格手当19資格に月額5,000円の提案 制度開始が遅れたのは当局責任 7月に遡及して支給せよ



12月8日、法人本部からコメディカルの資格手当について、1月から支給するとの提案がありました。資格手当は、独法に移行するにあたって支給と言われていたもので、本来ならば7月から支払われるべきものでした。組合からは、早急に支給しろと再三要求し、そのための予算の確保も求めてきた結果、今回の提案となりました。

19の資格が手当の対象とされていますが、職場からは「対象者が少ない資格ばかり」「なぜこの資格なのかよくわからない」といった声もあがっています。確かに心臓リハビリテーション指導

士、核医学認定技師等、資格保有者が極めて少ない資格が手当の対象になっています。都立病院労組は、13日に拡大闘争委員会を開催し、各支部の意見を集約し、法人本部に、7月に遡って支給せよ、対象資格を拡大せよという要求書を提出しました。

1月から支給させるためには、年内に妥結する必要がある、交渉は非常に短い期間になりますが、手当の改善を強く要求していきます。

ガッカリ冬のボーナス 去年より下がったのはなぜ

12月9日に冬のボーナスが支給されました。それ以降、組合に「昨年より10万円くらい減った」、「賞与基礎額が同じ同期と8万円も違う」といった問い合わせが相次いでいます。賞与基礎額に夜勤を行っていた看護師に支給されていた調整額が入らなくなったこと、成績率がボーナス全体に掛けられるようになったことが原因です。成績率が賞与基礎額全体に掛けられると、基礎額によって異なりますが、上位と中位では5万~10万円もの差がついてしまいます。上位と下位との差はもっと大きくなります。この不合理な制度を法人はさらに進めて、より差が開く制度にしようとしています。多くの人は自分がなぜ中位に評価されたのか全く分かりません。「今年は頑張っただけなのに、それは評価されないんですね」という方もいました。こんな制度では、職員のモチベーションをアップさせることなどできません。



発行 **地方独立行政法人都立病院機構労組**

@toritubyoin_ro 都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は? いますぐチェック →



LINE@
都立病院労組

職場のお悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です

